



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成25年4月30日

担当	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 友住弘一郎 特別司法監督官 茂野 和信 電話 048 - 600 - 6204
----	---

## 平成24年度における司法事件の状況について 監督署による送検件数が平成23年度よりも1件増加

労働基準監督署では、重大又は悪質な労働基準法、労働安全衛生法等違反の疑いのある事案につきましては、司法警察権限に基づく捜査を行い、検察庁へ事件送致(付)を行っているところです。

今般、埼玉労働局(局長 安藤よし子)では、平成24年度に当局管内の8つの労働基準監督署の労働基準監督官が送検した司法事件処理の状況を取りまとめましたので、その結果を発表します。

### [平成24年度における司法事件の状況]

#### 1 平成24年度における送検件数(詳細は別紙の1を参照)

- (1)平成24年度における送検件数は31件で、平成23年度から1件増加し、過去5年間で最高となった。
- (2)司法事件のうち、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)違反被疑事件が22件で、平成23年度から7件増と大幅に増加しており、労働基準法(以下「労基法」という。)等違反被疑事件は9件で、平成23年度から6件減少した。
- (3)安衛法違反被疑事件22件のうち、高所や足場上での作業において墜落防止措置を講じていない等の作業場所における危険防止措置義務違反(安衛法第21条等違反)が9件で最も多く、次に、工作機械への安全装置を取り付けていない等の機械設備等による危険防止措置義務違反(安衛法第20条違反)が8件と多かった。労基法等違反被疑事件の9件については、賃金不払(労基法第24条、最低賃金法第4条違反)が7件と最も多かった。

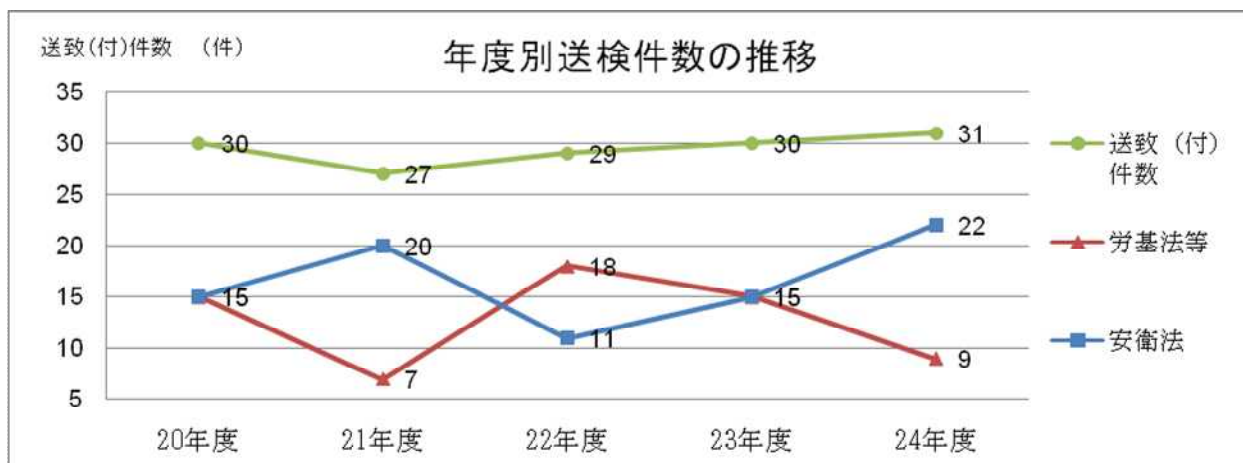
#### 2 業種別及び事件の態様別(詳細は別紙の2を参照)

- (1)業種別では、建設業が16件、製造業が11件、その他の業種が4件であった。
- (2)事件の態様別では、死亡災害や重篤な労働災害の発生が21件、企業の倒産等に伴う賃金不払が7件、労基法違反に係る告訴・告発等が3件であった。

#### 3 主な送検事例

詳細は別紙の3のとおり。

## 1 年度別の送検件数の推移



## 2 業種別及び事件の態様別

業種	端緒	死亡災害及び重篤な災害の発生	企業の倒産等に伴う賃金不払	告訴・告発等	計
製造業		7	4	0	11
建設業		12	2	2	16
その他		2	1	1	4
計		21	7	3	31

## 3 主な送検事例

違反条文	事件の概要
安衛法第21条 (労働安全衛生規則第519条)	建物の改築工事現場において、労働者に高さ3メートルを超える鉄骨上での塗装作業を行わせるにあたり、墜落防止のための手すり等を設けなかったもの(塗装作業中の労働者が地面に墜落し死亡する労働災害が発生した)
安衛法第20条 (労働安全衛生規則第131条)	工場において、労働者にプレス機械を用いた作業をさせるに当たり、プレス機械の性能に応じた安全装置を取り付けていなかったもの(作業を行っていた労働者がプレス機械に挟まれ、手の指を失う労働災害が発生した)
安衛法第100条 (労働安全衛生規則第97条)	工場内の設備工事において発生した労働災害について、他の工事現場において発生したとする虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出したもの(テーブルリフトの撤去作業を行っていた労働者が下降してきたテーブルリフトに挟まれ、足の指を失う労働災害が発生した)
最低賃金法第4条	クリーニング業を営む事業主が、労働者39名に対し、平成23年11月から平成24年2月分までの賃金、総額628万円を所定支払日に支払わず、もって、埼玉県最低賃金以上の賃金を支払っていないもの